

「消費者トラブル確認書!？」
架空請求ハガキにご注意

『商品購入代金に未払いがある。連絡がない場合は訴訟になる。放置すると財産差し押さえになる。』というハガキが届いたが、身に覚えがない。どうしたらよいか。」という相談が多く寄せられています。

公的機関を思わせるような名称を使い、文面には契約違反・訴状・財産差押えなど、不安にさせる表記があり、巧みに連絡を求める内容となっています。購入した覚えのない請求に対しては、連絡をせず無視してください。

不審に思ったら、お近くの消費生活センターへ相談しましょう。

消費者ホットライン 0570-064-370

※お近くの消費者相談窓口へつながります

茨城県消費生活センター

(月～金・日 9:00～17:00)

鉾田市消費生活センター

(平日 9:00～12:00. 13:00～16:30)



★相談発生地域